

被災者生活再建支援基金に関する検討結果報告

平成22年7月
全国知事会災害対策特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	検討結果の概要	2
III	検討結果	3
1	超大規模災害への対応	3
(1)	超大規模災害への対応	3
(2)	基金で対応すべき災害の範囲	4
2	基金への追加拠出方法	6
(1)	基金への追加拠出方法	6
(2)	基金への拠出ルール（按分方法）	8
3	国と地方の負担割合	9
4	支援制度の改善等	10
(1)	制度適用条件	10
(2)	長期避難世帯の認定	11
(3)	住家の被害認定調査	12
IV	検討会の開催経過	13
1	専門部会・検討会の構成	13
2	検討会等開催状況	13
3	都道府県に対する意見照会実施状況	15
	〈参考資料〉	
資料1	被災者生活再建支援制度の経過	16
資料2	被災者生活再建支援制度の変遷	17
資料3	被災者生活再建支援基金シミュレーション	18
資料4	大規模災害の支援金支給額試算結果	19
資料5	被災者生活再建支援基金の支給状況	20

1 はじめに

被災者生活再建支援制度については、平成19年11月の大幅な法改正により、住宅本体の建築費や補修費への支援金充当が可能となったほか、定額渡し切り方式や用途制限・年収要件等の撤廃など使い勝手のよい制度となった。しかしながら、本制度では都道府県の拠出による基金を取り崩して支援金の支給を行っており、いずれは基金の減少により制度の維持が困難になる。また、超大規模災害時における本制度による支援の実現可能性についても問題視されているところである。

これらの課題に対応するため、全国知事会災害対策特別委員会では、平成20年度に専門部会・被災者生活再建支援基金に関する検討会を設置し、検討を行ってきたところであり、このたび検討結果をとりまとめたので報告する。

○ 検討課題

課 題	内 容 等
1 超大規模災害への対応	基金で対応すべき災害
2 基金への追加拠出方法	追加拠出時期、額等
3 国と地方の負担割合	現行制度（国5：地方5）の見直し
4 支援制度の改善等	制度適用条件、長期避難世帯の認定、住家の被害認定調査

II 検討結果の概要

1 超大規模災害への対応

- ・ 基金負担額300億円を超える超大規模災害は、都道府県の相互扶助の範囲を超え、国が対応すべき災害と考えられるため、基金での対応ではなく特別立法等による国の別途の対応を要望する。

2 基金への追加拠出方法

- ・ 当面、基金残高が300億円になるまで取り崩して支援金の支給を行い、300億円を下回った時点で追加拠出について判断する。
拠出方法については、基金創設の経緯を踏まえ当初の基金規模（600億円）の回復を目指し、300億円を一括拠出することを基本とする。
ただし、300億円を下回った時点での都道府県の財政状況等によっては、他の選択肢もあり得る。
- ・ 拠出する際の都道府県の按分方法は、現行（世帯数割8割、均等割2割）どおりとする。

3 国と地方の負担割合

- ・ 超大規模災害への対応として国に全額負担を求めるなかで、超大規模災害の対応以外に大きな変更がない現行制度を前提とした場合、国に負担割合の見直しを求めることは適当ではない。
なお、今後、国の制度改正により新たな負担（支給額の引き上げ等）が発生する場合には、負担割合の見直しを検討する必要がある。

4 制度改善等

(1) 制度適用条件

同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県の全壊世帯数等によっては支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じている。同一災害における支援の不均衡を是正するため、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域に適用すること」を国に要望する。

(2) 長期避難世帯の認定

長期間避難している世帯は、他の被災世帯と比べ、より支援を必要としているため、「市町村長等の避難指示・勧告により避難が概ね6月程度以上継続することが見込まれる世帯は、認定時における避難状態の解消の見通しに関わらず、長期避難世帯に認定すること」を国に要望する。

(3) 住家の被害認定調査

大規模災害発生時に、当該都道府県内のみで適切かつ迅速に被災した住家の被害認定調査を実施することは困難なため、全国的な応援体制等の仕組みづくりが必要であり、具体的な応援体制のあり方等について引き続き検討する。

Ⅲ 検討結果

1 超大規模災害への対応

基金負担額300億円を超える超大規模災害は、都道府県の相互扶助の範囲を超え、国が対応すべき災害と考えられるため、基金での対応ではなく特別立法等による国の別途の対応を要望する。

(1) 超大規模災害への対応

現行の被災者生活再建支援法では支援金の支給が莫大となる超大規模災害であっても、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金により対応しなければならない。

そのため、全国知事会では、基金では対応できない超大規模災害について、国にその対応を求めているが未だ進展がなく、超大規模災害における支援の実現可能性及びその後の制度の維持が疑問視されているところである。

今回、超大規模災害に対して、どのように対応すべきなのか、災害対策における国と地方の役割の原則を踏まえ検討を行った。

検討結果

災害対策にあたっては、基礎的な自治体である市町村は、市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体、財産を災害から保護する責務を有しており、広域的自治体である都道府県は、その区域内の市町村等を支援し、総合調整を図ることとされている。また、国はその組織及び機能の全てを上げて防災に関し、万全の措置を講ずる責務を負うものとされ、いずれも災害対策の基本を定めた災害対策基本法において明記されているところである。

災害対策の一環として国、地方公共団体が実施する被災者の生活再建支援は、この考え方からすれば、災害の規模などに応じて実施にあたって中心となる主体が異なることは明らかと考えられる。

検討の結果、災害対策における国と地方の役割の原則を踏まえると、都道府県では対応が困難な災害に対しては国がその責務として主体的に対応すべきものと考えられることから、被災者生活再建支援制度についても、都道府県の相互扶助の範囲を超えると考えられる超大規模災害については、基金による対応ではなく特別立法等により国の役割と責任を明確にし国の負担として対応すべきであるとの結論に至った。

(2) 基金で対応すべき災害の範囲

都道府県の相互扶助の範囲を超える超大規模災害が、いつ、どのような規模で発生するかを事前に予測することは不可能である。そのような災害が発生した場合に、速やかに国に対し責務として主体的に対応するよう要望していくためには、予め基金で対応すべき災害の範囲について共通認識を持ってあたることが重要であり、その範囲について検討を行った。

検討内容

基金で対応すべき災害の具体的な範囲については、都道府県が平成11年度、平成16年度にそれぞれ300億円、合計600億円を基金に拠出していることを踏まえ、併せて過去の大規模災害(※)の被害や発生の状況等も勘案して、次のような考え方に整理し検討を行った。

※ 明治三陸地震津波(1896年)以降の全壊1万戸以上の7災害のうち、関東大震災及び阪神・淡路大震災を除く5大災害(1896年明治三陸地震津波、1927年北丹後地震、1944年東南海地震、1946年南海地震、1948年福井地震)

A案 基金負担額300億円に相当する災害まで対応する。

【趣旨】

- 過去に一括して拠出できる額が300億円となった経緯を踏まえると都道府県が基金で対応できるのは300億円が限度である。
- ※ 過去の5大災害の平均〔全壊約2万戸、大規模半壊約2千戸(基金負担額269億円)〕に対応できる。

B案 基金負担額600億円に相当する災害まで対応する。

【趣旨】

- 平成16年度に600億円を基金造成し、取り崩して支援してきている経過を踏まえると基金負担額600億円に相当する災害まで対応すべきである。
- ※ 過去の5大災害の最大〔福井地震：全壊約4万戸、大規模半壊約2千戸(基金負担額514億円)〕に対応できる。

検討結果

B案の基金負担額600億円に相当する災害まで対応すべきという意見に対しては、都道府県は極めて厳しい財政状況にあり、一度の災害対応で基金が枯渇した場合は、その後の制度維持が困難になると考えられ、その

ような災害は都道府県の相互扶助の範囲の対象外であるという意見が大勢を占めた。

その他に、あらかじめ基金で対応できない災害を定めて国に対応を求めるのではなく、関東大震災や阪神・淡路大震災級の巨大災害時に、その被災実態を踏まえて、国による特別の対応を求めるべきであり、また、基金で対応すべき災害を定めた場合、基金で対応する災害について、国から地方に負担割合の変更を求められかねないことや、災害の連続発生により基金が枯渇した場合の対応などの課題もあるという意見もあった。

検討の結果、基金に拠出する都道府県の財政状況は極めて厳しいが、過去の大規模災害の被害や発生の状況及び過去に300億円を一括して拠出した経緯からすれば基金負担額300億円に相当する災害までは都道府県の相互扶助の精神により負担し、制度を維持していかなければならないという結論に至った。

2 基金への追加拠出方法

当面、基金残高が300億円になるまで取り崩して支援金の支給を行い、300億円を下回った時点で追加拠出について判断する。

拠出方法については、基金創設の経緯を踏まえ当初の基金規模（600億円）の回復を目指し、300億円を一括拠出することを基本とする。

ただし、300億円を下回った時点での都道府県の財政状況等によっては、他の選択肢もあり得る。

拠出する際の都道府県の按分方法は、現行（世帯数割8割、均等割2割）どおりとする。

(1) 基金への追加拠出方法

本制度では基金を取り崩して支援金の支給を行っており、現在540億円程度の基金残高が支援金の支給により減少していく中、制度を維持するためには、いずれ基金への追加拠出が必要となるため、具体的な追加拠出方法（拠出時期、拠出額、拠出方法）について検討を行った。

検討内容

どの程度の基金残高になったときに、どのくらいの規模の追加拠出を、どのような方法で行うかについて、都道府県が平成11年度、平成16年度にそれぞれ300億円、合計600億円を基金に拠出していることを踏まえ、併せて過去の大規模災害の被害や発生の状況等も勘案し、主に次のような考え方に整理し検討を行った。

①案 基金残高が300億円を下回ったら、300億円を追加拠出し基金残高を600億円に回復する。

【趣旨】

- 基金で基金負担額300億円相当の災害まで対応するのであれば、最低限300億円は確保する必要があるため、300億円まで基金を取り崩した後、追加拠出する。
- 拠出にあたっては、過去の拠出の経過を踏まえ、基金残高600億円程度の回復を目指し、300億円を追加拠出する。

②案 基金残高が300億円を下回ったら、平年災害の基金負担額程度を毎年拠出し基金残高を300億円に概ね維持する。

【趣旨】

- 基金で基金負担額300億円相当の災害まで対応するのであれば、

最低限300億円は確保する必要があるため、300億円まで基金を取り崩した後、追加拠出する。

- 拠出にあたっては、最低限確保する必要がある300億円を概ね維持するため、毎年、平年災害の基金負担額程度（20億円）を計画的に拠出する。

③案 基金残高が150億円を下回ったら、平年災害の基金負担額程度を毎年拠出し基金残高を150億円に概ね維持する。

【趣旨】

- 過去の災害の発生状況を勘案すると必ずしも300億円を維持する必要性は低いと考えられるため、制度創設以降に発生した大規模な災害時の基金負担額を踏まえた額として150億円を最低限確保する額とし、そこまで基金を取り崩した後、追加拠出する。
- 拠出にあたっては、最低限確保する必要がある150億円を概ね維持するため、毎年、平年災害の基金負担額程度（20億円）を計画的に拠出する。

検討結果

以上のような考え方について検討を行ったが、本制度は発生時期や規模の予測が困難な自然災害に事前に備えるため基金制度を創設した経緯から、基金負担額300億円相当の災害までを基金対応とするのであれば、少なくとも300億円は確保する必要があると考えられるため、基金残高が300億円を下回った段階で追加拠出し、拠出にあたっては、基金負担額300億円相当の災害に対応した後においても制度を安定的に維持するため、当初の基金規模である600億円まで基金残高の回復を目指すべきであるという意見が大勢を占めた。

一方で、基金残高が300億円を下回った時点での都道府県の財政状況等によっては、上記による対応が困難な事態も考えられるため、状況により、分割拠出や拠出額の見直し、更には借入も視野に取り崩しを進め拠出時期を遅らせる等の選択肢の検討も必要があるとの意見や、現在の基金残高が540億円程度であることを踏まえると、平成19年の法改正後の制度や基金の運用実態をもう少し見極める必要があるとの意見もあった。

また、300億円を超える基金残高を確保していたとしても、大・中規模災害の発生状況によっては、短期間のうちに連続して追加拠出が必要となり、都道府県が速やかに拠出することが困難となる事態もあり得る。

そのような事態になっても、速やかに被災者の支援を実施するために、被災者生活再建支援法人〔(財)都道府県会館〕が緊急避難措置として、基金残高の不足分を一時的に借入という手法によって、対応していく仕組みも備えておく必要があるのではないかという意見もあった。

検討の結果、基金負担額300億円に相当する災害まで対応するのであれば、当面、基金を300億円まで取り崩して支援金の支給を行い、基金残高が300億円を下回った時点で追加拠出について判断し、拠出方法については、基金創設の経緯を踏まえ当初の基金規模である600億円まで基金残高の回復を目指し、300億円を一括拠出することを基本とするとの結論に至った。

ただし、基金残高が300億円を下回った時点での都道府県の財政状況等によっては、分割拠出や拠出額の見直し、更には借入も視野に取り崩しを進め拠出時期を遅らせる等の選択肢もあり得る。

なお、拠出にあたっては、現行の拠出と同様の地方財源措置（起債充当100%、償還額に対する交付税措置80%）が認められる必要がある。

（2）基金への拠出ルール（按分方法）

実際に都道府県が基金に追加拠出する場合の拠出ルール（按分方法）について併せて検討を行った。

検討結果

検討の結果、平成11年度、平成16年度の拠出に係る都道府県の拠出ルール（※）は、各都道府県から様々な意見が提案され、議論された結果として、最終的に全国知事会議で合意されたルールとなっていることから、従前の拠出時と同様の拠出ルールとするのが適当であるとの結論に至った。

※現行拠出ルール

- ①拠出額の80%に相当する額を直近の国勢調査に基づく世帯数割により按分
- ②拠出額の20%に相当する額を均等割により按分

3 国と地方の負担割合

超大規模災害への対応として国に全額負担を求めるなかで、超大規模災害の対応以外に大きな変更がない現行制度を前提とした場合、国に負担割合の見直しを求めることは適当ではない。

なお、今後、国の制度改正により新たな負担（支給額の引き上げ等）が発生する場合には、負担割合の見直しを検討する必要がある。

被災者生活再建支援法では、支援金の支給主体は都道府県であり、国は補助する立場となっていることを踏まえて、過去の経緯や現行他制度の補助割合と比較しながら、国と地方の負担割合について検討を行った。

検討結果

検討の結果、現行負担割合（国5：地方5）を変える十分な根拠を持った代替案を得ることはできなかった。

また、国に対しては「超大規模災害の対応」を求めており、この対応以外に大きな制度の枠組みに変化がない現行制度を前提とした場合、国に負担割合の見直しを求めることは適当ではないという結論に至った。

なお、今後、国の制度改正により新たな負担（支給額の引き上げ等）が発生する場合には、負担割合の見直しを検討する必要がある。

4 支援制度の改善等

検討課題	検討結果
(1) 制度適用条件	同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県の全壊世帯数等によっては支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じている。同一災害における支援の不均衡を是正するため、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、すべての被災区域に適用すること」を国に要望する。
(2) 長期避難世帯の認定	長期間避難している世帯は、他の被災世帯と比べ、より支援を必要としているため、「市町村長等の避難指示・勧告により避難が概ね6月程度以上継続することが見込まれる世帯は、認定時における避難状態の解消の見通しに関わらず、長期避難世帯に認定すること」を国に要望する。
(3) 住家の被害認定調査	大規模災害発生時に、当該都道府県内のみで適切かつ迅速に被災した住家の被害認定調査を実施することは困難なため、全国的な応援体制等の仕組みづくりが必要であり、具体的な応援体制のあり方等について引き続き検討する。

新制度適用県及び全都道府県に対し、支援制度の改善の意見照会を行い、検討会で検討すべき課題を「制度適用条件」、「長期避難世帯の認定」、「住家の被害認定調査」の3点に整理し、検討を行った。

その他に、制度の対象となる被災世帯を半壊世帯まで拡大すべきとする意見もあったが、拡大した場合の基金に与える影響は大きいことから、国の動向など新たな要因に注視しつつ慎重に判断していくことと整理した。

(1) 制度適用条件

同一災害で被災しても、居住する市町村又は都道府県における全壊世帯数等によって、被災者生活再建支援法が適用・不適用となる場合が混在し、同一災害における被災者間に支援の不均衡が生じているのではないかという観点から、制度の適用条件の緩和について検討を行った。

検討結果

被害が少ないために本制度が適用とならない市町村まで適用条件を緩和し制度の対象とすることは、災害対策における国、都道府県及び市町村の役割の原則を曖昧にすることになりかねないため、緩和すべきではないとする意見があった。

しかしながら、同じ災害により同程度の被害を受けたにもかかわらず支援の対象とならないことは被災者間に支援の不均衡を生じさせ、そのような状況は、被災者には理解しがたく改善が必要と考えられることから、本制度が適用される災害であれば、居住する区域に関わらず本制度の支援対象とすべきとする意見が大勢を占めた。

検討の結果、同一災害における支援の不均衡を是正するため、「現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、居住する市町村又は都道府県によって被災者間で不均衡が生じないように、すべての被災区域に適用する」必要がある。

(2) 長期避難世帯の認定

避難指示等により長期間避難している世帯であっても、認定時に避難状態が解消される見通しがあれば、長期避難世帯に認定されず支援を受けられないため、認定基準について検討を行った。

検討結果

長期間避難している世帯は、避難先で新たな生活の開始を余儀なくされるため、生活用品の購入など多くの支出を強いられる。

また、認定時に避難状態が解消される見通しがあれば、それが何年先であっても長期避難世帯に認定されないことは、避難が長期化している被災者にとっては理解し難く、納得を得るものになっていない。

他の被災世帯と比べ、より支援を必要とする長期間避難している世帯に対し必要な支援を行うためには、長期避難世帯の認定要件を緩和する必要があると考えられる。

長期間の避難継続の基準としては、「①旧通知：長期の居住不能状態の継続の目安を概ね6月程度以上としていたこと」、「②過去の長期避難の認定実績」を踏まえると避難が概ね6月程度以上継続することが見込まれることが適当と考えられる。

検討の結果、長期間避難している世帯は、他の被災世帯と比べ、より支援を必要としているため、「市町村長等の避難指示・勧告により避難が概ね6月程度以上継続することが見込まれる世帯は、認定時における避難状態の解消の見通しに関わらず、長期避難世帯に認定する」必要がある。

(3) 住家の被害認定調査

近年の大規模災害においては、被災した都道府県内のみで適切かつ迅速に住家の被害認定調査を実施することが困難な事例もみられたため、市町村の被害認定調査業務に対する支援のあり方について検討を行った。

検討結果

住家の被害認定調査の結果は、被災者生活再建支援金等の判断材料となるなど各種支援策と密接に関連しており、被災者の生活再建を支える第一歩となることから、短期間のうちに調査を完了させなければならない。

しかしながら、認定の結果により被災者が受けられる支援策や支援金が異なるため、調査にあたっては、十分な知識と技術をもった職員が慎重に実施する必要があり、また、発災直後から大量の住家の被害を認定しなければならないことから、短期間のうちに調査を完了させるためには多くの職員を投入しなければならない。

被害認定調査は市町村の業務であるが、被災市町村は災害対応の業務に職員の大半を割かなければならないことから、実施にあたっては、他の市町村や広域自治体である都道府県が広域的・補完的に支援する必要がある。しかしながら、平成19年新潟県中越沖地震等の際にみられたように大規模災害において、被災した都道府県内だけで確保できる調査員には限界がある。

都道府県だけでは対応できない災害において、短期間のうちに適切に調査するためには、他の都道府県からの応援を受けて調査員を確保しなければならないが、現在、全国的な応援体制が構築されていないため、大規模災害が発生した場合に、全国から調査員を速やかに派遣することは困難であり、近年、発生が懸念されている首都直下地震や東海、東南海・南海地震においては、対応ができないことは明らかである。

検討の結果、大規模災害が発生した場合であっても、適切かつ迅速に住家の被害認定調査を実施するためには、十分な知識と技術をもって即時に調査に従事できる職員を速やかに派遣できる全国的な応援体制等の仕組みづくりが必要である。

応援体制等の仕組みづくりにあたっては、住家の被害認定調査の専門家を養成し、県内市町村に派遣する取組を行っている兵庫県家屋被害認定士制度等も参考に、即時に調査に従事できる職員をどう確保するか、どのようにして職員を速やかに派遣するか等、具体的な応援体制のあり方等を引き続き検討する必要がある。

IV 検討経過

1 専門部会・検討会の構成

区分	構成	役割
専門部会	災害対策特別委員会参加都道府県の防災担当課・室長 (平成22年度は20団体)	検討会設置、検討方針決定、検討内容のとりまとめ
検討会	<p>検討会は、災害対策特別委員会委員長県（新潟県）及び委員都道府県のうち各ブロック代表都道府県（7都道府県）の防災担当課・室長で構成。</p> <p>検討会構成県は東京都、静岡県、岐阜県、兵庫県、広島県、香川県、宮崎県、新潟県（座長県）。</p> <p>※ 平成21年7月から、委員長県が静岡県から新潟県に交代したため、第4回検討会から新潟県を座長県として検討。</p>	詳細検討

2 専門部会・検討会等開催状況

区分	開催年月日	検討内容
専門部会	平成20年 2月18日	全国意見照会結果及び今後の対応
災害対策特別委員会	平成20年 6月16日	専門部会を設置し検討することを決定

区 分	開催年月日	検討内容
全国知事 会議	平成20年 7月17日	上記の委員会決定事項報告
専門部会	平成20年 9月18日	検討会設置決定 検討項目決定
第1回 検討会	平成20年11月21日	超大規模災害への対応、国と地方の負担割合
第2回 検討会	平成21年 2月 3日	超大規模災害への対応、国と地方の負担割合、 制度改善に係る調査、兵庫県住宅共済制度
第3回 検討会	平成21年 3月24日	制度改善に係る調査結果、今後の検討課題
第4回 検討会	平成21年 8月 6日	検討会の検討状況に対する意見調査結果及び整理案、制度改善に係る課題検討の進め方、検討スケジュール
第5回 検討会	平成21年 9月15日	基金追加拠出等
第6回 検討会	平成21年10月26日	中間報告案、制度改善に係る課題検討
専門部会	平成21年11月 (書面)	検討状況中間報告案
災害対策 特別委員会	平成21年11月 (書面)	検討状況中間報告決定

区 分	開催年月日	検討内容
全国知事 会議	平成22年 1月21日	検討状況について中間報告
第7回 検討会	平成22年 2月12日	基金追加拠出
第8回 検討会	平成22年 3月25日	制度改善に係る課題検討、検討結果のとり まとめ、「検討会結果報告書」策定
専門部会	平成22年 4月16日	検討会結果報告 全国意見照会の実施
専門部会	平成22年 6月 3日	全国意見調査結果 災害対策特別委員会検討結果報告案
災害対策 特別委員会	平成22年 6月22日	「災害対策特別委員会検討結果報告」決定

3 都道府県に対する意見照会実施状況

平成20年 1月23日	都道府県に対し、被災者生活再建支援基金の追加拠出等（拠出の事前ルールの必要性、追加拠出時期、追加拠出額）に関する意見照会を実施
平成21年 2月 9日	新制度適用都道府県を対象に制度改善に係る調査を実施
平成21年 4月 3日	都道府県に対し、検討状況に対する意見照会を実施 「大規模災害への対応」、「国と地方の負担割合」、「制度改善に係る課題検討」
平成22年 4月20日	都道府県に対し、検討会「被災者生活再建支援基金に関する検討結果報告」に対する意見照会を実施

被災者生活再建支援制度の経過

平成 7年 1月	阪神・淡路大震災発生（死者 6,434 名、負傷者 43,782 名）
平成 7年 7月	全国知事会議で災害共済基金の造成を含む広域防災支援等の整備を地震対策特別委員会で検討することを決定
平成 7年 9月	政府の防災問題懇談会が全国地方公共団体の拠出による被災地支援の基金制度創設を提言
平成 7年 10月	兵庫県「住宅再建に関する共済制度」を提案 （住宅所有者が掛金（固定資産税同時徴収）、全壊 1,700 万円）
平成 9年 3月	全国知事会地震対策特別委員会幹事会で、兵庫県「地震等自然災害による被災者生活緊急支援基金制度」を緊急提案
平成 9年 7月	全国知事会「災害相互支援基金制度」創設を特別決議 基金 3,000 億円（国 4/5、都道府県 1/5）、基金運用益による給付 生活必需品購入費（住宅の被災状況・世帯状況から算出）
平成 10年 5月	「被災者生活再建支援法」成立 支給対象：全壊（全部解体）世帯、年齢・年収要件あり 生活再建支援金（家財道具調達費等）：最高 100 万円支給
平成 10年 7月	全国知事会議「被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に関する申し合わせ」 基金 600 億円（平成 11 年 300 億円、平成 16 年 600 億円拠出） 各都道府県負担の按分方法（世帯数割：均等割＝8：2）
平成 10年 11月	「被災者生活再建支援法」施行
平成 10年 12月	全国知事会議「被災者生活再建支援基金への運用資金の拠出に係る按分方法及び拠出額について」 基金への拠出額（平成 11 年 300 億円） 各都道府県負担の按分方法（世帯数割：均等割＝8：2）
平成 11年 4月	「被災者生活再建支援法」適用開始
平成 14年 7月	中央防災会議報告「防災体制の強化に対する提言」（専門調査会） 行政としては、住宅の所有・非所有に関わらず、真に支援が必要な者に対し、住宅の再建・補修、賃貸住宅への入居等に係る負担軽減などを含めた総合的な居住確保を支援していくことが重要。国は現行の支援に加えて、安定した居住の確保のための支援策を講じるべきである。
平成 15年 7月	全国知事会議「自然災害被災者支援制度の創設等に関する緊急決議」 新たに基金に拠出、 基金を元金取り崩し方式に変更
平成 15年 10月	全国知事会議「住宅再建支援制度の創設に伴う運営資金の拠出に関する申し合わせ」（ 300 億円を新たに拠出、全壊・再建世帯に 200 万円を支給する等 ）
平成 16年 3月	「被災者生活再建支援法」改正 居住関係経費を対象とする居住安定支援制度創設（再建・新築：200 万円）、 支援対象（大規模半壊世帯）の拡大、基金取り崩し可能など
平成 16年 4月	「被災者生活再建支援法改正法」施行
平成 16年 5月	全国知事会議「住宅再建支援制度への運営資金の拠出に係る申し合わせ」 基金への拠出額（平成 16 年 300 億円） 各都道府県負担の按分方法（世帯数割：均等割＝8：2）
平成 19年 11月	「被災者生活再建支援法」改正 住宅再建の態様等に応じた定額（渡し切り）方式、年齢・年収要件の撤廃、 用途限定の撤廃、特定 4 災害への遡及適用
平成 19年 12月	「被災者生活再建支援法改正法」施行

被災者生活再建支援制度の変遷

	創設時(H10.5月)	H16.3月改正	H19.11月改正
対象世帯・支給限度額	<p>用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給</p> <p>全壊 最大 100万円 〔生活関係経費 最大 100万円〕</p> <p>大規模半壊 支給なし</p> <p>半壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>	<p>用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給</p> <p>全壊 最大 300万円 〔生活関係経費 最大 100万円 居住関係経費 最大 200万円〕</p> <p>大規模半壊 最大 100万円 〔居住関係経費 最大 100万円〕</p> <p>半壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>	<p>住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給</p> <p>以下の①と②の合計額（定額）</p> <p>① 〔全壊 100万円 ※敷地被害で住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加 （大規模半壊は50万円）〕</p> <p>+</p> <p>② 〔住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円〕</p> <p>〔例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額）〕</p> <p>半壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>
対象経費	○家財購入費、引越し代	○家財購入費、引越し代 ○住宅の解体撤去費、 整地費、ローン利子等	用途の限定なし
支給要件	<p>年収：500万円以下</p> <p>世帯主が45歳以上の世帯は700万円以下 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯は800万円以下</p>	<p>年収：500万円以下</p> <p>世帯主が45歳以上の世帯は700万円以下 世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯は800万円以下</p>	年齢・年収要件撤廃
負担割合	国：地方＝1：1	国：地方＝1：1	国：地方＝1：1
適用等	自然災害により市町村内全壊10世帯以上等の場合適用	対象市町村に隣接する市町村は全壊5世帯以上で対象	特定4災害（※）遡及適用 （※）平成19年能登半島地震 平成19年新潟県中越沖地震 平成19年台風第11号及び前線による災害 平成19年台風第12号による災害
財源等	都道府県が拠出する基金 300億円の運用益	基金取崩し可能 基金へ追加拠出⑩300億円 合計600億円	基金取崩し可能

被災者生活再建支援基金シミュレーション

「平年の災害」及び「大規模災害が発生」の2パターンでシミュレーション

設定条件

- ・平年の災害…全壊約1,200戸、大規模半壊約500戸（過去30年の平均。阪神除く。）
基金負担額 18億3,995万円
- ・大規模災害…全壊約20,500戸、大規模半壊約2,400戸（過去112年の全壊10,000戸以上の5災害の平均。関東・阪神を除く。）
基金負担額 268億7,577万円
法適用開始（平成11年）から20年毎に発生すると仮定
- ・基金の現在高…538億円（平成21年度末現在）

シミュレーション

（単位：億円）

		平年の災害	大規模災害あり※
残高	21年度末	538	538
	5年後	476	476
	10年後	409	156
	15年後	338	66
	20年後	262	△29
	25年後	180	△125
	30年後	92	△471
	35年後	△2	△567
残高300億円未満になる年数		18年後（H39）	9年後（H30）
残高0円になる年数		35年後（H56）	19年後（H40）

※9年後、29年後に大規模災害発生と仮定

大規模災害の支援金支給額試算結果

○ 想定した大規模災害

被災者生活再建支援基金の創設時から基金のシミュレーションで想定した大規模災害は、明治三陸地震津波（1896年）以降の全壊1万戸以上の7災害のうち、関東大震災及び阪神・淡路大震災を除く、概ね5災害としている。

年月日	地震名	全壊	大規模半壊	支援金支給額	基金負担額	備考
1896.6.15	※明治三陸地震津波	10,000戸		247億円	123億円	
1923.9.1	関東大震災	701,000戸		1兆7,276億円	8,638億円	除外
1927.3.7	※北丹後地震	12,584戸		310億円	155億円	
1944.12.7	※東南海地震	20,740戸	5,989戸	637億円	319億円	
1946.12.21	※南海地震	15,640戸	3,852戸	466億円	233億円	
1948.6.28	※福井地震	40,035戸	1,938戸	1,027億円	514億円	
1995.1.17	阪神・淡路大震災	190,194戸	45,311戸	5,640億円	2,820億円	除外
5災害平均（※平均）		19,800戸	2,356戸	538億円	269億円	

被災者生活再建支援金の支給状況

(平成22年3月31日現在/単位:円)

法適用年	災 害		支給金の支給状況	
	名 称	都道府県	世帯数	金 額
H11	平成11年6月23日から7月3日までの梅雨前線集中豪雨災害	広島県	65	53,684,763
	台風18号及び竜巻による災害		238	177,385,321
		熊本県	106	80,375,292
		山口県	83	61,607,302
		愛知県	37	28,545,429
	福岡県	12	6,857,298	
	平成11年10月27日からの大雨による災害	岩手県	21	17,599,859
H12	有珠山噴火災害	北海道	262	213,548,662
	平成12年9月10日からの秋雨前線豪雨・竜巻災害		18	13,472,461
		愛知県	9	6,211,838
		岐阜県	9	7,260,623
			386	298,249,454
	鳥取県西部地震災害	鳥取県	366	280,971,076
	島根県	20	17,278,378	
	三宅島噴火災害	東京都	1,485	1,178,936,433
H13	平成13年芸予地震災害	広島県	52	42,508,337
	平成13年台風16号・秋雨前線豪雨災害		40	30,916,195
		高知県	30	24,251,512
		沖縄県	10	6,664,683
H15	平成15年7月18日からの豪雨災害		30	22,249,671
		福岡県	15	12,002,857
		熊本県	15	10,246,814
	宮城県北部地震災害	宮城県	516	397,906,592
	平成15年十勝沖地震災害	北海道	56	30,509,270
H16	佐賀県突風災害	佐賀県	13	14,622,427
	新潟県豪雨災害	新潟県	317	403,775,512
	福井県豪雨災害	福井県	30	24,578,556
	台風第15号災害	愛媛県	29	32,508,106
	台風第16号災害		40	35,473,958
		岡山県	38	33,175,958
		香川県	2	2,298,000
		愛媛県	0	0
	台風第18号災害	広島県	12	20,447,680
			116	129,275,843
	台風第21号災害		17	28,218,517
		三重県	19	23,914,165
		兵庫県	80	77,143,161
		愛媛県		
台風第22号災害	静岡県	107	111,069,122	
台風第23号災害		1,311	843,055,296	
		0	0	
	岐阜県	26	32,209,135	
	京都府	1,227	733,918,372	
	兵庫県	6	12,089,773	
	岡山県	52	64,838,016	
	香川県			
	徳島県	0	0	
新潟県中越地震災害	新潟県	5,168	7,249,861,150	

法適用年	災 害		支給金の支給状況		
	名 称	都道府県	世帯数	金 額	
H17	三宅島長期避難解除世帯特例	東京都	1,088	670,706,725	
	福岡県西方沖地震災害	福岡県	214	242,932,974	
	台風第14号災害			1,248	1,155,222,498
		山口県	8	9,515,294	
		高知県	5	7,952,950	
宮崎県		1,192	1,096,404,190		
	鹿児島県	43	41,350,064		
H18	平成18年梅雨期 豪雨災害		252	290,230,176	
		長野県	17	25,873,865	
		宮崎県	1	204,370	
		鹿児島県	225	255,613,771	
		沖縄県	9	8,538,170	
	台風第13号災害	宮崎県	116	104,651,085	
	沖縄県	35	52,938,586		
	佐呂間町竜巻災害	北海道	10	6,199,493	
H19	平成19年能登半島地震災害	石川県	841	1,737,800,929	
	新潟県中越地震災害長期避難解除世帯	新潟県	84	67,545,383	
	平成19年新潟県中越沖地震災害	新潟県	3,028	6,508,494,340	
	平成19年台風第11号及び前線による大雨 災害			98	161,125,000
		秋田県	46	78,750,000	
		沖縄県	52	82,375,000	
	台風第12号災害	沖縄県	6	7,125,000	
新潟県中越地震災害長期避難解除世帯2	新潟県	39	34,926,377		
福岡県西方沖地震災害長期避難解除世帯	福岡県	68	46,259,472		
H20	平成20年岩手・宮城内陸地震災害	宮城県	52	92,250,000	
	7月28日からの大雨災害	石川県	6	6,375,000	
	平成20年8月末豪雨災害	愛知県	5	9,750,000	
H21	平成21年7月中国・九州北部豪雨災害		56	86,625,000	
		山口県	51	81,000,000	
		福岡県	5	5,625,000	
	平成21年台風第9号災害		532	761,375,000	
		兵庫県	495	706,000,000	
	岡山県	37	55,375,000		
合 計			18,090	23,384,167,706	